

郵便切手類模造等の許可に関する省令の一部改正について

1 改正の目的

行政手続における押印の見直しについては、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、令和2年以内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正等を行うこととされている。規制改革推進会議が提示する基準により、告示等に規定する「様式」に押印欄があるものは、押印等を求める積極的意味合いが大きいものを除き、原則廃止とされている。

郵便切手類模造等の許可に関する省令（昭和47年郵政省令第31号）においては、申請等について様式を定めており、当該様式では、申請者の押印欄を設けているところであるが、検討の結果、押印を求める意味合いが大きいとはいえないことから、当該押印を廃止するための所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

本省令に規定する様式中の申請者押印欄の「印」の記載等を削除する。

3 施行日

令和2年12月25日から施行するものとする。